

# 愛南町 『災害時協力井戸』 活用マニュアル



## ～目次～

- ① 『災害時協力井戸』について
- ② 登録の流れ
- ③ 登録の注意点！
- ④ 災害により断水が発生したら！
- ⑤ 利用される町民のみなさまへ！

## ① 『災害時協力井戸』について

地震をはじめ大規模な災害時には、水道が使えず、トイレや清掃といった生活用水（雑用水）が不足する事態が想定されます。

そこで、愛南町では、災害時などに井戸水を生活用水として無償でいただける『災害時協力井戸』として登録します。

飲料水ではありません。

所有者名（管理者名）、所在地といった情報は、広報誌や愛南町のホームページに掲載し、公表する場合があります。

## ② 登録の流れ

- 1 愛南町『災害時協力井戸』活用マニュアルの内容をよく確認の上、登録の検討を行う。
- 2 愛南町ホームページから愛南町災害時協力井戸登録申出書（様式第1号。以下「登録申出書」という。）を印刷する。  
又は、愛南町消防本部防災対策課へ登録申出書を請求する。
- 3 登録申出書を記載し、必要書類（井戸の写真、井戸の位置図等）を添付して、個人情報公表に同意の上で提出する。

※ご不明な点ございましたら、防災対策課までお問い合わせください。

お問い合わせ先及び申出先

愛南町消防本部防災対策課 ☎ (0895) 72-0131

### ③ 登録の注意点！

『登録の要件』※登録のためには、要件を全て満たす必要があります。

- 町内に所在する井戸であって、現在使用しており、今後も継続的に使用が可能であること。
- 災害時に無償で井戸水を地域住民へ提供できること。
- 井戸水を安全にくみ上げができることができるポンプ又はつるべ等の設備があること。
- 井戸水の色、臭い、濁り等が生活用水としての使用に不適当でないこと。
- 地域住民に周知を行うため、井戸の所在情報を公表することについて、井戸を所有又は管理する町民、自治会又は事業者等の同意が得られること。

『登録後』※災害時に活用するためにご協力ください。

- 井戸と周辺は、動物等が近寄らないようにし、清潔な環境を整えましょう。
- ポンプやつるべ、井戸のフタ等、井戸に関係するものが破損していないか、点検を心がけましょう。ケガや水の汚染の原因になります。
- 定期的に井戸を使用するようにしましょう！  
長期間、井戸を使用していないと、井戸水が濁る可能性があります。



ポンプ式



つるべ式

## ④ 災害により断水が発生したら！

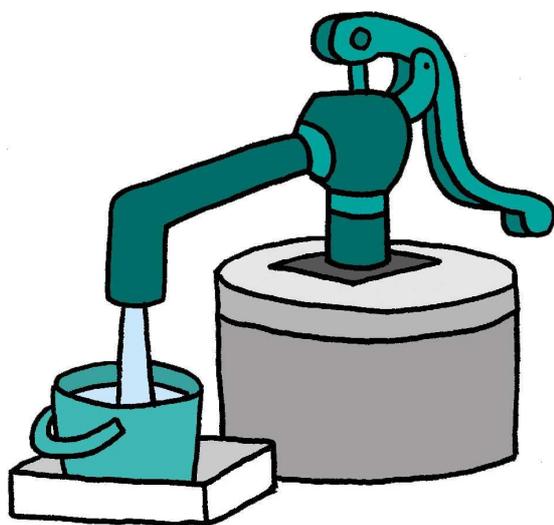
◎ 井戸の状況や周囲の安全(自宅やお隣の建物、塀等の倒壊等)を確認し、協力できる範囲で自主的に井戸水を提供してください。

※ 災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全を確保し、その後、井戸等の状況を確認してください。

◎ 井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いします。

なお、「飲料水」としてではなく、「生活用水」として提供している旨をお伝えください。

※ 地震等により、水質が変動している可能性がありますので、井戸水は、トイレや洗濯用としてお使いください。



※ あくまでイメージです。

## ⑤ 利用される町民のみなさまへ！

井戸水の提供は、井戸の所有者又は管理者の「善意に基づく自主的な協力のもと」に行われています。

従いまして、提供について義務を負うものではありません。

井戸水の提供を受ける場合、次の事項の①～⑥について、ご了承ください。

- ① 井戸水の提供は、「大規模な災害が発生し、上水道の機能が停止又は著しい障害により町民生活に重大なききをもたらした場合」のみです。なお、利用時間は、提供者が指定する時間帯で利用してください。
- ② 災害により、井戸が壊れた場合や停電によりポンプが使用できない場合等、井戸の所有者又は管理者が井戸水の給水制限又は中止する場合があります。
- ③ 井戸水は飲料水としての提供ではありません。トレイや洗濯用等、「生活用水」としてご利用ください。
- ④ 特定の利用者に多量に提供することはできません。
- ⑤ 井戸水を運ぶ容器は、利用者でご用意いただき、持ち運びも利用者の方で行ってください。
- ⑥ 井戸水の提供者の責任免除  
井戸水の提供を受けた結果、井戸の提供者の故意ではなく、利用者の身体及びその所有する物品に被害が生じた場合は、提供者にその責を問うことはできません。